地域医療再生事業(緊急的医療機能回復分)特別支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、東日本大震災により被災した健康保険法(大正11年法律第20号)による指定を受け ている病院,医科診療所,歯科診療所及び調剤を実施している薬局(以下「医療機関」という。) の医療機能の回復のための支援を行い、もって、良質かつ適切な医療を提供する体制の確保を図る とともに、医療機関における患者の療養環境の充実等を図ることを目的として、地域医療再生事業 (緊急的医療機能回復分)補助金交付要綱(平成25年2月27日施行)並びに同要綱により廃止 された地域医療再生事業 (緊急的医療機能回復分) 補助金交付要綱 (平成23年8月23日施行) 及び地域医療再生事業(緊急的医療機能回復分)補助金交付要綱(平成24年2月3日施行)に基 づく補助金(以下「緊急補助金」という。)を交付したところであるが、当該補助金を交付しても なお自己負担額が多額となる医療機関があることから、国が定める「平成24年度地域医療再生臨 時特例交付金交付要綱(平成24年12月12日厚生労働省医政1212第1号厚生労働省事務次 官通知)」第4の規定に基づき算定される交付額の基礎となる事業(以下「交付額基礎事業」とい う。)の実施に要する経費について、社団法人宮城県医師会、社団法人宮城県歯科医師会及び一般 社団法人宮城県薬剤師会(以下「三師会」という。)に対し、予算の範囲内において地域医療再生 事業(緊急的医療機能回復分)特別支援補助金(以下「特別支援補助金」という。)を交付するも のとし、その交付等に関しては、地域医療再生基金管理運営要領(平成24年12月12日医政発 1212第1号厚生労働省医政局長通知)及び補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号。 以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の申請)

第2 三師会の代表者は、交付額基礎事業を実施し、補助金の交付を受けて医療機関の復旧等のために要する施設整備、設備整備、医療機器整備等の経費のとりまとめを行い、規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書を別記様式第1号により作成し、別に定める日までに知事に提出するものとする。

なお、医療機関の復旧等のために要する施設整備、設備整備、医療機器整備等については、東日本大震災に伴い平成23年3月11日以降新たに整備したものとする。

- 2 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
 - (1) 地域医療再生事業(緊急的医療機能回復分)特別支援補助金所要額調書 (別記様式第1号別紙1)
 - (2) 地域医療再生事業(緊急的医療機能回復分)特別支援補助金事業計画書 (別記様式第1号別紙2)
 - (3) 地域医療再生事業(緊急的医療機能回復分)特別支援補助金所要額明細書 (別記様式第1号別紙3)
 - (4) 歳入歳出予算(見込)書の抄本
 - (5) その他参考となる書類

(交付の対象等)

第3 補助の対象となる医療機関及び対象経費等は、別表のとおりとし、補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出された額とする。ただし、その額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。また、別表に定めるもののほか、知事が特に必要と認める経費についてはこの限りでない。

- (1) 緊急補助金を受けた医療機関で、なお自己負担額が多額の医療機関(別表1) 補助金の対象となる経費の実支出額から、別表1第5欄の額を減じて得た額に、第6欄に 掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。
- (2) 災害復旧費補助金等東日本大震災による被害の復旧に係る各種国庫補助制度に基づく補助金(以下「災害復旧国庫補助金」という。)と、当該災害復旧国庫補助金の額が緊急補助金を受けたとした場合に受けることができる額を下回るため、その差額分を緊急補助金として受けた医療機関で、なお自己負担額が多額の医療機関(別表2)

補助金の対象となる経費の実支出額から、別表2第4欄と第5欄の合計額を減じて得た額に、第6欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(3) 災害復旧費補助金等東日本大震災による被害の復旧に係る各種国庫補助制度に基づく補助金(以下「災害復旧国庫補助金」という。) を受けた医療機関で、なお自己負担額が多額の 医療機関(別表3)

補助金の対象となる経費の実支出額から、別表3第4欄の区分に応じた緊急補助金交付相 当額を減じて得た額に、第5欄に掲げる補助率を乗じ、第6欄の額を減じて得た額を交付額 とする。

- (4) 診療機能回復のために緊急補助金等を受けた医療機関で、平成24年4月以降新たに診療機能拡充のために施設、設備整備を実施した医療機関(別表4)
 - 補助金の対象となる経費の実支出額から、別表4第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。
- (5) 三師会が行う補助金交付事務に必要な経費(別表5)
 - イ 別表5第2欄の対象経費の実支出額と第4欄の基準限度額とを比較して少ない方の額 を選定する。
 - ロ 前号により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較 して少ない方の額を交付額とする。

(交付の条件)

- 第4 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。
 - (1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、別記様式第2号により知事の 承認を受けなければならない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、別記様式第3号により知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業が完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
 - (4) 事業に係る関係書類の保存については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
 - (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、この事業目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
 - (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
 - (7) 事業により取得した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもっ

て管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

- (8) 事業を行う者が(1)から(7)までにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費 税の仕入控除税額が確定した場合においては、別記様式第4号により速やかに知事に報告す ること。

なお、知事に報告があった場合においては、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(実績報告)

- 第5 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第5号によるものと する。
- 2 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
 - (1) 地域医療再生事業(緊急的医療機能回復分)特別支援補助金事業実績額精算書 (別記様式第5号別紙1)
 - (2) 地域医療再生事業(緊急的医療機能回復分)特別支援補助金事業報告書 (別記様式第5号別紙2)
 - (3) 地域医療再生事業(緊急的医療機能回復分)特別支援補助金実績額明細書 (別記様式第5号別紙3)
 - (4) 歳入歳出決算(見込)書の抄本
 - (5) その他参考となる書類

(補助金の交付方法)

第6 三師会の代表者は、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付を受けようとすると きは、請求書を知事に提出するものとし、その請求書の様式は別記様式第6号によるものとする。

(提出部数)

第7 この要綱により知事に提出する書類はA4版で作成することとし、提出部数は、それぞれ1部とする。

(その他)

第8 この要綱に関し、疑義又は定めの無い事項が生じたときは、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成25年10月23日から施行し、平成23年3月11日から適用する。
- 2 この要綱は、平成26年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

(別表1)

対象医療機関及び被害の種類		対象医療圏	対象経費	控除額	補助率
	病院群輪番制病院 (公的医療機関除※1)	旧気仙沼医療圏,旧石巻 医療圏,仙台医療圏。	被災した施設,設備,医療機器 等の復旧・整備に要する経費	緊急補助金交付額	
	災害拠点病院 (公的医療機関除※1)	(※ただし、青葉区・太白 区・泉区・黒川郡を除く。)	(医療施設等災害復旧費補助 金の交付対象経費を除く)	20,000,000円	
	各種補助制度※2の対象と ならない全壊した病院			緊急補助金交付額 60,000,000円	
	各種補助制度※2の対象と ならない全壊した医科診療所			緊急補助金交付額 20,000,000円	
緊急補助金で加算額を	各種補助制度※2の対象と ならない全壊した歯科診療所	宮城県全域	被災した施設, 設備, 医療機器 等の復旧・整備に要する経費	緊急補助金交付額 6,000,000円	
交付された医療機関 で,なお自己負担額が	各種補助制度※2の対象と ならない全壊した薬局			緊急補助金交付額 3,000,000円	2/3
多額の医療機関	各種補助制度※2の対象と ならない全壊相当の病院※3			緊急補助金交付額	
	各種補助制度※2の対象と ならない半壊した病院	旧気仙沼医療圏,旧石巻		60,000,000円	
	各種補助制度※2の対象と ならない半壊した医科診療所	医療圏, 仙台医療圏。 (※ただし、青葉区・太白 区・泉区・黒川郡を除く。)	緊急補助金交付額 10,000,000円 緊急補助金交付額 3,000,000円		
	各種補助制度※2の対象と ならない半壊した歯科診療所	※原則として,上記医療圏 のうち,津波による浸水地 域に所在する医療機関を			
	各種補助制度※2の対象と ならない半壊した薬局	対象とする。		緊急補助金交付額 1,500,000円	

注:被害区分の全壊、半壊については、原則として市町村が発行する罹災証明書に基づくものとする。

大規模半壊は全壊に区分する。 ※1 都道府県, 市町村若しくは地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する一部事務組合, 国民健康保険団体連合会若しくは国民健康保険法施行法(昭和33年法律第193号)第2条の規定により国民健康保険を行う普通国民健康保険組合, 日本赤十字社, 社会福祉法人恩賜財団済生会, 全国厚生農業協同 組合連合会又は社会福祉法人北海道社会事業協会の設置する病院及び診療所

※2 各種補助制度とは、災害復旧費補助金、保健衛生施設災害復旧費補助金等東日本大震災による被害の復旧に係る国庫補助制度をいう。 ※3 全壊相当とは、①建物は残存するが、地盤沈下、液状化等により現地にて再建が出来ず、移転を余儀なくされるもの。等

(別表2)

対象医療機関及び被害の種類		対象経費	控除額		
	全壊した病院			緊急補助金交付額 (60,000,000円 - 災害復旧補助交付額)	
	全壊した医科診療所		災害復旧国庫補助金交付額	緊急補助金交付額 (20,000,000円 - 災害復旧補助交付額)	
災害復旧国庫補助金	全壊した歯科診療所	被災した施設,設備, 医療機器等の復旧・整 備に要する経費		緊急補助金交付額 (6,000,000円 - 災害復旧補助交付額)	
並びに緊急補助金を受けた医療機関で、なお自己負担額が多額の	全壊相当の病院			緊急補助金交付額	2/3
医療機関	半壊した病院			(60,000,000円 - 災害復旧補助交付額)	
	半壊した医科診療所			緊急補助金交付額 (10,000,000円 - 災害復旧補助交付額)	
	半壊した歯科診療所			緊急補助金交付額 (3,000,000円 - 災害復旧補助交付額)	

[※] 自治体病院を除く。

(別表3)

対象医療機関及び被害の種類		対象経費		補助率	控除額
	全壊した病院		緊急補助金交付相当額 60,000,000円		
	全壊した医科診療所		緊急補助金交付相当額 20,000,000円		
災害復旧国庫補助金 を受けた医療機関で, なお自己負担額が多	全壊した歯科診療所	被災した施設,設備, 医療機器等の復旧・整 備に要する経費から, 仮に緊急補助金を受け たとした場合の交付相 当額を減じた金額を対 象経費とする。	緊急補助金交付相当額 6,000,000円	2/3	災害復旧国庫補助金交付額か
	全壊相当の病院		緊急補助金交付相当額 60,000,000円		ら, 仮に緊急補助金を受けたと した場合の交付相当額を減じ
額の医療機関	半壊した病院		緊急補助金交付相当額 60,000,000円		た金額を控除額とする。
	半壊した医科診療所		緊急補助金交付相当額 10,000,000円		
	半壊した歯科診療所		緊急補助金交付相当額 3,000,000円		

[※] 自治体病院を除く。

(別表4)

対象医療機関	医療機関及び被害の種類	対象医療圏	対象経費	補助率
	全壊した病院			
	全壊した医科診療所		被災した施設, 設備, 医療機器の整備に要する経費	
平成23年度に災害復	全壊した歯科診療所	宮城県全域		
	全壊した薬局	· 吕观乐主呶		
旧国庫補助金若しくは 緊急補助金を交付され	全壊相当の病院			2/3
た医療機関	半壊した病院			
	半壊した医科診療所	旧気仙沼医療圏,旧石巻医療圏,		
	半壊した歯科診療所	仙台医療圏。(※ただし、青葉区・ 太白区・泉区・黒川郡を除く。)※ 原則として、上記医療圏のうち、津 波による浸水地域に所在する医療		
	半壊した薬局	機関を対象とする。		

※平成24年4月1日以降,診療機能拡充のために新たに施設整備,設備整備を実施した医療機関を対象とする。 ※知事が必要に応じて補助金額を減じる場合を除く。

(別表5)

対象医療機関	対象経費	補助率	補助金限度額
三師会	三師会が行う交付額基礎事業の実施 に必要な経費のうち,次に掲げるもの 需用費(消耗品費),役務費(郵送料, 振込手数料)	10/10	500千円

平成 年度地域医療再生事業 (緊急的医療機能回復分) 特別支援補助金交付申請書

第 号

年 月 日

宮城県知事殿

申請者 住所

名称

代表者氏名 印

平成 年度において、地域医療再生事業を下記により実施したいので、補助金等交付規則第3条の規定により地域医療再生事業(緊急的医療機能回復分)特別支援補助金金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助金の算出基礎 (所要額調書 (別記様式第1号別紙1) のとおり)
- 3 添付書類
- (1) 事業計画書(別記様式第1号別紙2)
- (2) 所要額明細書(別記様式第1号別紙3)
- (3) 歳入歳出予算(見込)書の抄本

(当該補助事業の支出予定額を備考欄等に記入すること。)

(4) その他参考となる資料

別記様式第2号

平成 年度地域医療再生事業 (緊急的医療機能回復分) 特別支援補助金変更承認申請書

第 号

年 月 日

宮城県知事殿

申請者 住所

名称

代表者氏名 印

平成 年 月 日付け宮城県(医療)指令第 号で交付決定の通知のありました地域医療再生事業(緊急的医療機能回復分)特別支援補助金について、事業の内容を下記のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業名
- 2 変更の理由
- 3 変更の内容
- 4 添付書類

(別記様式第1号に準じる。)

(注):関係書類は、別記様式第1号に準じて作成し、補助金交付決定通知のあった事業内容と変更しようとする事業内容とを比較出来るよう二段書き(変更前を括弧書きで上段)で記載すること。

別記様式第3号

平成 年度地域医療再生事業(緊急的医療機能回復分)特別支援補助金中止(廃止)承認申請書

第 号

年 月 日

宮城県知事殿

申請者 住所

名称

代表者氏名

印

平成 年 月 日付け宮城県(医療)指令第 号で交付決定の通知のありました地域医療再生事業(緊急的医療機能回復分)特別支援補助金について、下記のとおり事業を中止(廃止)したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業名
- 2 中止 (廃止) の理由
- 3 中止の期間 (廃止の時期)
- 4 今後の見通しと対策

別記様式第4号

平成 年度地域医療再生事業 (緊急的医療機能回復分) 特別支援補助金 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

第			号
	年	月	日

宮城県知事

殿

申請者 住所 名称 代表者氏名

印

平成 年 月 日付け宮城県(医療)指令第 号で交付決定の通知のありました平成 年度地域医療再生事業(緊急的医療機能回復分)特別支援補助金について、地域医療再生事業(緊急的 医療機能回復分)特別支援補助金交付要綱第4第9号の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金等交付規則第13条による額の確定額又は事業実績報告額

金	円
NZ.	1 1

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要補助金返還相当額)

金	円
並.	[7]

注:別添参考となる書類(2の金額の積算の内訳,消費税及び地方消費税申告書の写し等)

平成 年度地域医療再生事業 (緊急的医療機能回復分) 特別支援補助金実績報告書

第 号

年 月 日

宮城県知事殿

申請者 住所

名称

代表者氏名

印

平成 年 月 日付け宮城県(医療)指令第 号で交付決定の通知のありました地域医療再生事業(緊急的医療機能回復分)特別支援補助金について、下記のとおり実施したので、補助金等交付規則第12条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助金の算出基礎 (実績額精算書 (別記様式第5号別紙1) のとおり)
- 3 添付書類
- (1) 事業実績報告書(別記様式第5号別紙2)
- (2) 事業実績額明細書(別記様式第5号別紙3)
- (3) 歳入歳出決算(見込)書の抄本
- 4 その他参考となる資料

平成 年度地域医療再生事業(緊急的医療機能回復分)特別支援補助金補助金概算払請求書

第 号

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住所 名称

代表者氏名

印

平成 年 月 日付け宮城県(医療)指令第 号で交付の決定の通知のありました 地域医療再生事業(緊急的医療機能回復分)特別支援補助金について、下記のとおり 金 円を概算払によって交付されたく請求します。

記

1 概算払に係る補助事業名

2 補 助 金 交 付 決 定 額 金 円

3 既 受 領 額 金 円

4 今 回 請 求 額 金 円

5 残 額 金 円

※ 口座振替

	銀行	支店	当座・	普通
口座番	:号			<u>-</u> ,
口座名	義人			
口座名	義人ヨミオ	ヺ ナ		-

申請者名(

						中萌有冶()
No.	医療機関名	総事業費	寄附金その 他の収入額	差引事業費 (A) - (B)	控除額	対象経費 (C) - (D)	補助率	特別支援補助金 所 要 額
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)
1		Н	P	P	P	Н	2/3	Ħ
2							2/3	
3							2/3	
4							2/3	
5							2/3	
6							2/3	
7							2/3	
8							2/3	
9							2/3	
10							2/3	
	合 計							

^{1 「}控除額」(D)欄には、地域医療再生事業(緊急的医療機能回復分)補助金の既交付額を記入すること。

^{2 「}特別支援補助金所要額」 (G) 欄は, 「対象経費」 (E) 欄に補助率 (F) 欄を乗じて得た金額とする。ただし, 千円未満の端数が生じた場合には, これを切り捨てるものとする。

申請者名(

							甲請者名()
) (; ¬	控 除 額	頁 (D) + (E)			dien las IND
No.	医療機関名	総事業費	寄附金その 他の収入額	差引事業費 (A) - (B)	災害復旧国庫 補助金交付額	緊急補助金交付額	対象経費 (C) - ((D) + (E))	補助率	特別支援補助金 所 要 額
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)
1		円	P	円 L	P.		P.	2/3	円
2								2/3	
3								2/3	
4								2/3	
5								2/3	
6								2/3	
7								2/3	
8				_				2/3	
9								2/3	
10				_				2/3	
	合 計								

^{1 「}控除額」(D)欄には,災害復旧国庫補助金の既交付額を記入すること。

^{2 「}特別支援補助金所要額」(H)欄は、「対象経費」(F)欄に補助率(G)欄を乗じて得た金額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

申請者名(

No.	医療機関名	総事業費	寄附金その 他の収入額	差引事業費 (A) - (B)	仮に 繁急補助 金を 場合に に で まる を を の の の の の の の の の の の の の	対象経費 (C) - (D)	補助率	控除額 災害復旧国庫補助 金 交 付 額 か ら (D)の金額を除 し た 金 額	特別支援補助金 所 要 額
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(I)
1		円 I	円	円	円	円	2/3	円	円
2							2/3		
3							2/3		
4							2/3		
5							2/3		
6							2/3		
7							2/3		
8							2/3		
9							2/3		
10							2/3	_	
	合 計				_				_

^{1 (}G)欄は、災害復旧国庫補助金交付額から「仮に緊急補助金を受けたとした場合に受けることができる金額」(D)欄を除した金額を記入すること。

^{2 (}I)欄は,「対象経費」(E)欄に「補助率」(F)欄を乗じて得た金額に,控除額(G)欄を除し,千円未満の端数を切り捨てた金額を記入すること。

申請者名(

No.	対象機関名	対象経費 の支出額	寄附金その 他の収入額	差引事業費 (B) - (A)	対象経費	補助率	特別支援補助金 所 要 額
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)
1		円	Н	H	F	2/3	н
2						2/3	
3						2/3	
4						2/3	
5						2/3	
6						2/3	
7						2/3	
8						2/3	
9						2/3	
10						2/3	
	合 計						

^{1 「}特別支援補助金所要額」(F)欄は、「対象経費」(D)欄に補助率(E)欄を乗じて得た金額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合には これを切り捨てるものとする。

申請者名()

No.	対象機関名	対象経費 の支出額	寄附金その 他の収入額	差引事業費 (B) - (A)	限度額	選定額	特別支援補助金 所 要 額
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)
1		円	Н	円	円	円	н
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
	合 計						

(注)

1 「選定額」欄は,「差引事業費」(C)と限度額(D)とを比較して少ない方の額を記入すること。

地域医療再生事業(緊急的医療機能回復分)特別支援補助金事業計画書

申請者名(

	1	1				the self-bull delicte	-A	中間有名 ()
番号	所在市町村	医療機関名	管理者名	被害区分 (注1)	被害額	他の補助制度 適用の有無 (注2)	診療再開に 向けた状況 (注3)	事業開始 (再開) 年月日	備考
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

- 1 市町村が発行する罹災証明による被害区分を記入すること。
- 2 災害復旧費補助金,保健衛生施設災害復旧費補助金等各種補助制度が適用されている場合はその補助金名を,適用が無い場合は「無」と記入すること。
- 3 現地診療再開,移転診療再開等と記載すること。

医療機関名(

)

(1)支出							
Š.	総事業費(A)	控 除 緊 急 補 助	額(D) 金 交 付 額 追加支援分	対象経費(E)	補助率		備考
経費内訳	支出済額(円)	第1次分	追加支援分	(C)-(D)	(F)	(G)	
	円 I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	H	17		2/3	H. C.	
合計	円	円	円	円		円	

(2)収入

寄附金その他の収入額(B)
Я
円

差引事業費(A)-(B) (C)	
	円

医療機関名(

)

(1) 支出

(1)支出	1)支出							
総事	業費(A)	控 除	額(D) 緊急補助金交付額	対象経費(E)	補助率	特別支援補助金	備考	
経費内訳	支出済額(円)	第1次分	追加支援分	(C)-(D)	(F)	(G)	2	
THE SECTION AND ADDRESS OF THE SECTION ADDRESS OF THE S	E	巴	E	田	2/3	田		
合計	円	円	円	円		円		

(2)収入

区分	寄附金その他の収入額(B)
	Р
合計	円

差引事業費(A)-(B) (C)	
	円

医療機関名()

(1)支出

	(1)支出						
		業費(A)	仮に緊急補助金を受けた とした場合に受けることが できる金額(D)	対象経費(E)	補助率	控除額 災害復旧国庫補助金交付額から(D) の金額を除した金額(G)	特別支援補助金
Ī	経費内訳			(C)-(D)	(F)	の金額を除した金額(G)	(I)
		田	H	円	2/3	THE STATE OF THE S	THE STATE OF THE S
	合計	Ħ	H	円		П	円

(2)収入

区分	寄附金その他の収入額(B)
	Я
	円
H B I	

差引事業費(A)-(B)	
(C)	
	円

医療機関名(

(1)支出					
	業費(A)	対象経費(D)	補助率	特別支援補助金	備考
経費内訳	支出済額(円)	对象在复(D)	(E)	(F)	1佣 右
社員內部	文山海銀(口)	円	2/3	E E	
合計	円	円		円	

(2)収入

区分	寄附金その他の収入額(B)
	円
合計	円

差引事業費(A)−(B) (C)	
	円

- 注1. 本表は医療機関毎に別葉にて作成すること。 注2. 「算出内訳」欄は,詳細に記入すること。

申請者名(

						中間有名(
No.	医療機関名	総事業費	寄附金その 他の収入額	差引事業費 (A) - (B)	控除額	対象経費 (C) - (D)	補助率	特別支援補助金 実 績 額
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)
1		P	円	円	P	円	2/3	円
2							2/3	
3							2/3	
4							2/3	
5							2/3	
6							2/3	
7							2/3	
8							2/3	
9							2/3	
10							2/3	
	合 計							

^{1 「}控除額」(D)欄には、地域医療再生事業(緊急的医療機能回復分)補助金の既交付額を記入すること。

^{2 「}特別支援補助金所要額」(G) 欄は, 「対象経費」(E) 欄に補助率(F) 欄を乗じて得た金額とする。ただし, 千円未満の端数が生じた場合には, これを切り捨てるものとする。

申請者名(

							甲硝有名(<u> </u>	
) (; → I → +) (; → + + + + + + + + + + + + + + + + + +	控 除 额	頁 (D) + (E)			A 1044 644 100 44	
No.	医療機関名	総事業費	寄附金その 他の収入額	差引事業費 (A) - (B)	災害復旧国庫 補助金交付額	緊急補助金交付額	対象経費 (C) - ((D) + (E))	補助率	特別支援補助金 実 績 額	
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	
1		円	PI PI	円	円		円	2/3	P.	
2								2/3		
3								2/3		
4								2/3		
5								2/3		
6								2/3		
7								2/3		
8								2/3		
9								2/3		
10								2/3		
	合 計									

^{1 「}控除額」(D)欄には,災害復旧国庫補助金の既交付額を記入すること。

^{2 「}特別支援補助金所要額」(H)欄は、「対象経費」(F)欄に補助率(G)欄を乗じて得た金額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

申請者名(

No.	医療機関名	総事業費	寄附金その 他の収入額	差引事業費 (A) - (B)	仮を を を で に な に に に に に に に に に に に に に	対象経費 (C) - (D)	補助率	控除額 災害復旧国庫補助 金 交 付 額 か ら (D)の金額を除 し た 金 額	特別支援補助金 実 績 額
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(I)
1		円	P	円	円	円	2/3	P	円
2							2/3		
3							2/3		
4							2/3		
5							2/3		
6							2/3		
7							2/3		
8							2/3		
9							2/3		
10							2/3		
	合 計								

^{1 (}G)欄は、災害復旧国庫補助金交付額から「仮に緊急補助金を受けたとした場合に受けることができる金額」(D)欄を除した金額を記入すること。

⁽I)欄は、「対象経費」(E)欄に「補助率」(F)欄を乗じて得た金額に、控除額(G)欄を除し、千円未満の端数を切り捨てた金額を記入すること。

申請者名(

No.	対象機関名	対象経費 の支出額	寄附金その 他の収入額	差引事業費 (B) - (A)	対象経費	補助率	特別支援補助金 実 績 額
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)
1		H	Н	Ħ	円	2/3	PI.
2						2/3	
3						2/3	
4						2/3	
5						2/3	
6						2/3	
7						2/3	
8						2/3	
9						2/3	
10						2/3	
	合 計						

^{1 「}特別支援補助金所要額」(F)欄は、「対象経費」(D)欄に補助率(E)欄を乗じて得た金額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合には これを切り捨てるものとする。

申請者名(

No.	対象機関名	対象経費 の支出額	寄附金その 他の収入額	差引事業費 (B) - (A)	限度額	選定額	特別支援補助金 実 績 額
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)
1		P	H	Ħ	Ħ	Ħ	P
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
	合 計						

(注)

1 「選定額」欄は、「差引事業費」 (C) と限度額 (D) とを比較して少ない方の額を記入すること。

地域医療再生事業(緊急的医療機能回復分)特別支援補助金事業報告書

申請者名(

番号	所在市町村	医療機関名	管理者名	被害区分 (注1)	被害額	他の補助制度 適用の有無 (注2)	診療再開に 向けた状況 (注3)	事業開始 (再開) 年月日	備考
1						(11. 2)	(11.0)	十八 日	
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

(注

¹ 市町村が発行する罹災証明による被害区分を記入すること。

² 災害復旧費補助金,保健衛生施設災害復旧費補助金等各種補助制度が適用されている場合はその補助金名を,適用が無い場合は「無」と記入すること。

³ 現地診療再開,移転診療再開等と記載すること。

医療機関名(

)

(1) 支出

(1)支出							
	業費(A)	整	額(D) 金 交 付 額	対象経費(E)	補助率	特別支援補助金	備考
経費内訳	支出済額(円)	第1次分	追加支援分	(C)-(D)	(F)	(G)	
在見門前	円	第1次为 円	DUIT TO THE TOTAL TOTAL TO THE TOTAL TOTAL TO THE TOTAL TO THE TOTAL TOTAL TOTAL TO THE TOTAL TOT	(C) (D) 円	2/3	E	
合計	円	円	円	円		円	

(2)収入

区分	寄附金その他の収入額(B)
	Н
合計	円

差引事業費(A)-(B)	
(C)	
	円

医療機関名(

)

(1)士山

	(1)支出									
		控除額(D) 災害国庫補助額 緊急補			対象経費(E)	補助率	特別支援補助金	tur ete		
F			災害国庫補助額	緊急補助金交付額	(0) (5)			備考		
F	経費内訳	支出済額(円)	第1次分	追加支援分	(C)-(D)	(F)	(G)			
				H	円 H	2/3	田			
	合計	円	円	Ħ	円		円			

(2)収入

区分	寄附金その他の収入額(B)
	Н
合計	円

差引事業費(A)-(B)	
(C)	
	円

医療機関名()

/ **-** \ - | | | |

(1)支出						
総事業費(A)			仮に緊急補助金を受けた	対象経費(E)	補助率	控除額	特別支援補助金
	経費内訳	支出済額(円)	仮に緊急補助金を受けた とした場合に受けること ができる金額(D)	(C)-(D)	(F)	控 除 額 災害復旧国庫補助金交付額から(D) の金額を除した金額(G)	(I)
		P	H		2/3	€	
	合計	円	円	円		円	円

(2)収入

(=)		
区分	寄附金その他の収入額(B)	
	PI	
合計	円	

差引事業費(A)−(B) (C)	
	円

医療機関名()

(1)支出

(1)支出	要弗(A)	対象経費(D)	補助率	杜则士恒进叶春	
	総事業費(A)			特別支援補助金	備考
経費内訳	支出済額(円)	I m	(E)	(F)	
	円 日	円 H	2/3	田	
合計	円	円		円	

(2)収入

区分	寄附金その他の収入額(B)
	円
合計	円

差引事業費(A)-(B) (C)	
	円